

平成27年度「東日本大震災がれき処理作業等における石綿気中濃度モニタリング」実施案

1 目的

石綿気中濃度モニタリング（以下「モニタリング」という。）の目的は、東日本大震災におけるがれき処理作業に伴う作業者の石綿へのばく露の実態を把握するものである。

2 測定する作業場

モニタリングを行う作業場は、以下の作業とする。

- (ア) 建築物等の解体又は改修作業
- (イ) 鋼製船舶の解体又は改修作業
- (ウ) がれきの収集作業
- (エ) がれきの仮置き場、集積場等における集積、分別、破碎等の作業
- (オ) 廃棄物処理場等における作業（受入自治体も含む）
- (カ) その他

3 測定方法

- (1) モニタリングは「定点モニタリング」及び「個人サンプラーによるモニタリング」により行うこと。詳細については以下によることとする。

ア 共通事項

- (ア) 測定時間は原則として以下による。

- a 測定の開始は、原則として作業の開始と同時に行うこと。
- b 作業が90分以上行われる場合は、作業開始から90分間とする。
- c 作業時間が90分未満の場合は、作業開始から45分間とする。（作業が45分未満であったとしても45分間測定すること。）

- (イ) 日本作業環境測定協会の「作業環境測定ガイドブックNo.1．鉱物性粉じん・石綿」（平成22年6月8日第3版第2刷（第1刷でも可）、P145～162）を参考にする。また、個人サンプラーによるモニタリングは「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」（平成17年3月31日基発第0331007号、最終改正平成23年3月29日基発第0329第28号）を参考にする。

イ 定点モニタリング

- (ア) がれき処理作業等においては、発じんの最も激しいと思われる箇所（風下で、安全を保ちうる最も近い定点におけるモニタリングを行うこと。（1 作業場所につき1 箇所）
- (イ) 建築物等の解体現場等においては、隔離区域外で作業の妨げにならない定点（1 箇所）におけるモニタリングを行うこと。また、セキュリティゾーンの前室及び集じん排気装置のダクトの外側付近において、それぞれ1 箇所ずつモニタリングを行うこと。

ウ 個人サンプラーによるモニタリング

1 作業場所につき、以下の作業者 3 名について行うこと。以下の作業を行う労働者のみでは 3 名に達しない場合は、他の作業を行う労働者を含めて行うこと。

- a 重機のオペレーター
- b 重機の周辺の作業を行う労働者（重機が無い場合には、現場作業者）
- c がれき運搬のトラックの運転手
- d 鋼製船舶の解体にあたる作業を行う労働者

(2) 計数の実施方法

計数の実施方法は昨年度実施した気中モニタリングの方法に準ずる。

(3) リアルタイムモニター等による併行測定

リアルタイムモニター（石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.01版] で紹介している機種 A～D それぞれ 2 台ずつ）を活用し、併行試験を行うこと。併せて、デジタル粉じん計による測定を行うこと。

(4) 建築物等の解体においては解体する建物の建材、がれき処理においては作業場所のがれきの中から、それぞれ下記に該当するサンプルを数点採取すること。

- ア 繊維状の建材、がれき等
- イ 板状（波条を含む）の建材、がれき等

(5) 最も状況が悪化すると考えられる、晴、低湿度で風速の影響が少ないと考えられる日を選定して実施すること。

(6) デジタル粉じん計により異常値（高濃度の粒子が検出された場合等）が確認された場合は、工事等の現場責任者に情報提供し、注意喚起すること。

4 モニタリングの記録

昨年度の様式に準じて記録を取ることとする。

5 モニタリング結果の報告

分析結果はそれぞれの作業場所のサンプリングの捕集日から原則 2 日以内に確定させること。高濃度のアスベストが検出された場合等においては、速やかに厚生労働省担当官に報告すること。